

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、<u>廃棄物処理法第15条の2の4</u>の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、<u>廃棄物処理法第15条の2の4</u>の規定に基づく届出又は<u>廃棄物処理法第15条の2の5第1項</u>の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(廃棄物処理施設等の維持管理基準)</p> <p>第23条 条例第30条第1項第10号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号から第7号までの規定は適用しない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 条例第30条第5項の産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 直近の1年間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）<u>第12条の7の3各号</u>に定める事項</p> <p>(3) [略]</p> <p>9～11 [略]</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>行政処分基準</p>	<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、<u>廃棄物処理法第15条の2の5</u>の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、<u>廃棄物処理法第15条の2の5</u>の規定に基づく届出又は<u>廃棄物処理法第15条の2の6第1項</u>の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(廃棄物処理施設等の維持管理基準)</p> <p>第23条 条例第30条第1項第10号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号から第7号までの規定は、<u>適用しない</u>。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 条例第30条第5項の産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 直近の1年間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。<u>以下「省令」という。</u>）<u>第12条の7の5各号</u>に定める事項</p> <p>(3) [略]</p> <p>9～11 [略]</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>行政処分基準</p>

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点 数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
[略]			[略]
委託基準違反	[略]		
反	第12条第3項	[略]	
	第12条の2第3項		
[略]			
処理施設の構造等の無許可変更	第9条第1項	一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更にあたって許可を受けなかった場合（ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）</u> で定める軽微な変更であるときを除く。）	
	第15条の2の5第1項	[略]	
不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得	[略]		
	第15条の2の5第1項	[略]	
廃棄物の輸出確認違反	[略]		
	第15条の4の6第1項	[略]	
受託禁止違反	第14条第13項	[略]	
	第14条の4第13項		
[略]			
廃棄物の輸出確認違反未遂	[略]		
	第15条の4の6第1項	[略]	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点 数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
[略]			[略]
委託基準違反	[略]		
反	第12条第5項	[略]	
	第12条の2第5項		
	[略]		
[略]			
処理施設の構造等の無許可変更	第9条第1項	一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更にあたって許可を受けなかった場合（ <u>省令</u> で定める軽微な変更であるときを除く。）	
	第15条の2の6第1項	[略]	
不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得	[略]		
	第15条の2の6第1項	[略]	
廃棄物の輸出確認違反	[略]		
	第15条の4の7第1項	[略]	
受託禁止違反	第14条第15項	[略]	
	第14条の4第15項		
[略]			
廃棄物の輸出確認違反未遂	[略]		
	第15条の4の7第1項	[略]	

[略]		
委託基準違反、再委託禁止違反	[略]	
	第12条第4項	[略]
	第12条の2第4項	
	第14条第14項	
	第14条の4第14項	
処理施設改善命令等違反	[略]	
	第15条の2の6	[略]
[略]		
国外廃棄物の輸入禁止違反	第15条の4の4第1項	[略]
輸入許可条件違反	第15条の4の4第4項	[略]
[略]		
廃棄物の輸出確認違反予備	[略]	
	第15条の4の6第1項	[略]
[略]		
管理票に係る勧告の措置命令違反	[略]	
処理施設使用開始前受検義務違反	[略]	
	第15条の2の5第2項	[略]

[略]

[略]		
委託基準違反、再委託禁止違反	[略]	
	第12条第6項	[略]
	第12条の2第6項	
	第14条第16項	
	第14条の4第16項	
処理施設改善命令等違反	[略]	
	第15条の2の7	[略]
[略]		
国外廃棄物の輸入禁止違反	第15条の4の5第1項	[略]
輸入許可条件違反	第15条の4の5第4項	[略]
[略]		
廃棄物の輸出確認違反予備	[略]	
	第15条の4の7第1項	[略]
[略]		
管理票に係る勧告の措置命令違反	[略]	
事故時の応急措置命令違反	第21条の2第2項	特定処理施設の設置者が当該特定処理施設の事故に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
処理施設使用開始前受検義務違反	[略]	
	第15条の2の6第2項	[略]
定期検査受検義務違反	第8条の2の2第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

[略]

					第15条の2 の2第1項	産業廃棄物処理施設 の定期検査を拒み、 妨げ、又は忌避した 場合		
管理票未交 付等	[略]	[略]	30	事業場外保 管事前届出 義務違反	第12条第3 項	産業廃棄物を生ずる 事業場の外に保管す るときに、届出をせ ず、又は虚偽の届出 をした場合	30	
					第12条の2 第3項	特別管理産業廃棄物 を生ずる事業場の外 に保管するときに、 届出をせず、又は虚 偽の届出をした場合		
					管理票未交 付等	[略]	[略]	
		第15条の4 の6第2項				第15条の4 の7第2項		
		第12条の3 第2項前段				第12条の3 第3項前段		
		第12条の3 第2項後段				第12条の3 第3項後段		
		第12条の3 第3項				第12条の3 第4項		
		第12条の3 第4項				第12条の3 第5項		
	[略]			[略]				
				受取禁止違 反	第12条の4 第2項	管理票の交付を受け ないで産業廃棄物の 引渡しを受けた場合		
虚偽管理票 写し送付・ 虚偽報告	第12条の4 第2項	[略]		虚偽管理票 写し送付・ 虚偽報告	第12条の4 第3項	[略]		
	第12条の4 第3項				第12条の4 第4項			
保存義務違 反		[略]		管理票保存 義務違反	第12条の3 第2項	管理票交付者がその 交付した管理票の写 しを保存しなかった 場合		
	第12条の3 第5項				第12条の3 第6項	[略]		
					第12条の3	運搬受託者が管理票		

<u>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出</u>	[略]	
<u>虚偽登録等</u>	[略]	
	第12条の5 第3項	[略]

	<u>第9項</u>	又はその写しを保存しなかった場合
	<u>第12条の3 第10項</u>	処分受託者が管理票を保存しなかった場合
<u>土地形質変更事前届出義務違反</u>	[略]	
<u>虚偽登録等</u>	[略]	
	第12条の5 第3項	[略]
	<u>第15条の4 の7第2項</u>	国外廃棄物を輸入した者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合
<u>通知義務違反</u>	<u>第14条第13項</u>	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	<u>第14条の4 第13項</u>	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合
<u>通知保存義務違反</u>	<u>第14条第14項</u>	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合
	<u>第14条の4 第14項</u>	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が通知の写し

帳簿備付け 保存等義務 違反	[略] 第12条第11 項 第12条の2 第12項 第14条第15 項 第14条の4 第16項	[略]	
[略]			
処理施設の 廃止等届出 義務違反	[略] 第15条の2 の5第3項	[略]	
最終処分場 埋立処分終 了届出義務 違反	[略] 第15条の2 の5第3項	[略]	
[略]			
処理施設の 維持管理事 項記録等違 反	[略] 第15条の2 の3	[略]	
処理責任者 等設置義務 違反	第12条第6 項 第12条の2 第6項	[略]	
[略]			
技術管理者 設置義務違 反	[略]		

			を保存しなかった場 合
帳簿備付け 保存等義務 違反	[略] 第12条第13 項 第12条の2 第14項 第14条第17 項 第14条の4 第18項	[略]	
[略]			
処理施設の 廃止等届出 義務違反	[略] 第15条の2 の6第3項	[略]	
最終処分場 埋立処分終 了届出義務 違反	[略] 第15条の2 の6第3項	[略]	
[略]			
処理施設の 維持管理事 項記録等違 反	[略] 第15条の2 の4	[略]	
処理責任者 等設置義務 違反	第12条第8 項 第12条の2 第8項	[略]	
[略]			
技術管理者 設置義務違 反	[略]		
事業場外保 管事後届出 義務違反	第12条第4 項 第12条の2 第4項	産業廃棄物を生ずる 事業場の外に保管し たときに、届出をせ ず、又は虚偽の届出 をした場合 特別管理産業廃棄物 を生ずる事業場の外 に保管したときに、	10

名称使用禁止違反	[略]	10
[略]		

		届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
<u>土地形質変更事後届出義務違反</u>	第15条の19第2項	指定区域内において既に土地の形質変更 ^{に着手しているときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合}
	第15条の19第3項	非常災害時に指定区域内において土地の形質変更をしたときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
<u>処理計画提出義務違反</u>	第12条第9項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合
	第12条の2第10項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合
<u>処理計画実施状況報告義務違反</u>	第12条第10項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
	第12条の2第11項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
名称使用禁止違反	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。